

殿

税務署長 ⑩

陳述書又は証拠書類等の提出について

あなた（貴社）は、令和 年 月 日に_____において行うこととしていた
聴聞の期日に出頭されませんでしたので、行政手続法第 23 条第 2 項の規定に基づき、令和 年
月 日までに、同法第 21 条第 1 項に規定する陳述書又は証拠書類等を_____税務署（主宰者）
あて提出してください。

なお、上記期限までに提出がない場合は、当該期限をもって聴聞を終結します。